

◆書評◆

イレーヌ・テリー著 石田久仁子／井上たか子訳

『フランスの同性婚と親子関係

ジェンダー平等と結婚・家族の変容』

(明石書店 2019年 ISBN 978-4-7503-4776-9 2500円)



小門 穂

(神戸薬科大学 薬学部)

同性カップルが結婚し養子縁組制度を通して二人で親になることができるよう、また生殖医療を用いて子を持つように法を修正することは「人類学的断絶」であるのか。あるいは、家族のあり方が変化する大きな流れのなかに位置づけることができるのか。フランスでは、2013年5月17日の法律第2013-404号成立により、同性カップルの婚姻と養子縁組が容認された。本書の著者は「この法律は、結婚と親子関係という社会的紐帯の中心にゲイとレズビアンのカップルを組み入れることによって、数世紀にわたる同性愛抑圧に法的な終止符を打った。」(8頁)と高く評価する。

生殖医療についてはどうか。生殖医療の普及に対応してつくられてきた規制は、その規制がつけられる社会において、どのような人が親として子をもつことを妥当とみなすのかを反映する。フランスでは、1994年に定められた生命倫理法と呼ばれる法的枠組みのなかで、生殖医療は医学的不妊に対

する治療であり、生きていて生殖年齢にある男女のカップルだけが生殖医療を利用できると規定された。この規定は、同性カップルに生殖医療を受けることを認めず、PACS(民事連帯規約、異性または同性カップルのカップルとしての諸権利を認める法的身分規程)や同性婚の容認というここ25年間の社会の変化にもかかわらず、維持されてきた。このような状況に対して、著者は「生命倫理に関しては、すべてが奇妙にも立ち止まったままである。」(166頁)と批判する。

法社会学者イレーヌ・テリーによって2016年に刊行された *Mariage et filiation pour tous Une métamorphose inachevée* の全訳である本書は、その原題が示すとおり、変貌を続けている大きな流れのなかに、同性婚と、同性カップルが子を持つことを位置づけるものである。ジェンダーを人々のアイデンティティに関わる属性としてではなく、制度化された関係のあり方とみるジェンダー関係アプローチをもちいて、フランスに

おける結婚と親子関係の変化が読み解かれる。まず、第一章では、親族に関する人類学的研究に由来する「ジェンダー関係アプローチ」が丁寧に説明され、続く第二章ではこのアプローチを用いて「性的平等さと結婚の変貌」が分析される。父子関係に軸をおいていた結婚・親子関係が、カップルの関係と親子の関係にわかれていくなかに同性婚のルーツがあることを鮮やかに示す。19世紀初頭に近代民事婚の制度が作られたとき、婚姻制度の中核は父子関係の推定にあり、結婚とは父の権利と義務を確立する制度であった。婚姻制度のなかで、夫は妻の産んだ子の父と推定され、夫権と親権を有し、夫婦を代表する。婚姻カップルの存在意義は子孫をつくることであり、結婚は家族の基盤であるため、理念的に解消できないものであった。20世紀に入り、男女平等の理念が発展するなかで、結婚の様相が変化してゆく。カップルは二人で一つの存在ではなく二重奏の存在として再定義され、離婚が可能になったことで、結婚は生涯続く現状維持の保障ではなく、カップルにとって愛情に満ちた対話が重要なものとみなされるようになる。カップルが愛し合う二人であるならば、必ずしも異性でなくともよいのではないか。こうした結婚の変化をテリーは「脱結婚」と名付けた。「脱結婚とは、結婚が避けることのできない社会的義務でも、性に関わる許可と禁止の主要な基準でも、性別に関わる関係にとっての超えられない地平でもなくなったことを意味する。したがって、結

婚するかしないか、結婚の枠組から出るか出ないかは、個人の意識の問題になったのである」(116頁)。結婚はもはや永続的な関係ではなくなり、解消しえない関係として残るのは親子関係である。

第三章において、親子関係も大きく変容してきており、結婚に基づくものであった親子関係は結婚から切り離され、親子関係自体を基盤に再構築されてきたことが示される。誰が親になるのか、誰が親になることを正当に要求できるのか。伝統的婚姻は、生物学的要因・社会的教育的要因・法的象徴的要因という親子関係の主要な要素を父母に集結させることを理想とした。しかし脱結婚によって、また生殖医療が発展するなかで「本当の親」についての新しい確実性が探求されることになる。「生物学的な親」と「社会的な親」は対立するものではなく、子をなし親になるという概念において結びつくと考えべきである。テリーは、疑似生殖モデルを手がかりに、代替から加算へと親子関係の論理が移行していることを示し、提供を伴う生殖医療は擬似的な自然生殖ではなく、第三者の協力により実現される子どもをつくる方法として受け止められるようになっていることを指摘する。現代社会における家族の変容をより深く考える視座を提供する重要な一冊である。

2016年の原書刊行以降の、同性カップルと生殖医療をめぐるフランスの動向について触れておきたい。2019年7月に3度目の生命倫理法改正審議が開始され、女性同性

カップルと独身女性に生殖医療をひらくことが重要な争点となっている。改正法案の審議はまだ続いているが、国民議会（下院）においても元老院（上院）においても、女性カップルと女性独身者が生殖医療を利用できるような方向で法改正することは容認されている<sup>1</sup>。フランス社会はこの動きをどのようにみているのか。報道機関による複数の世論調査ではいずれも利用者の要件拡大に対する賛成が過半数を占めているのだが、法改正に先立って2018年前半に開催された生命倫理全国会議では全く逆の様相を呈した。ウェブサイトを活用した意見交換などが行われ、「生殖と社会」は最も高い関心を集めたテーマであった。ウェブサイトでは、参加者による意見投稿や賛成・不賛成の投票が行われ、生殖医療の利用者要件の拡大については不賛成が圧倒的多数を占めた。前述の世論調査と全く異なる結果となったのは、同性婚法や生殖医療の拡大はフランスの伝統を壊すと反対し「みんなのためのデモ」を実施しているグループが広く関与したからではないかと見られている。本書は、これらの反対する者たちが理想視する伝統的な家族が、歴史のなかですでに完全に変貌をとげてきたことを描き出しており、より実りある議論の土台となるべきものである。

最後に、著者について紹介したい。イレヌ・テリーは、社会科学高等研究院

(EHESS) 教授であり、フランスの家族やカップル、ジェンダー関係に関する研究を代表する存在である。

『脱結婚—司法と私生活』*Démariage : justice et vie privée* (Odile Jacob, 1993) や、『他の人々と同じ人々—生命倫理、匿名、提供（贈与）のジェンダー』*Des humains comme les autres : Bioéthique, anonymat et genre du don* (Éd. EHESS, 2010) といった重要な著作を発表してきた。また、PACS法制定の前年1998年に法務大臣・労働連帯大臣による諮問に対する報告書『こんにちのカップル、親子関係、親であること—家族と私生活の変容を前にした法』*Couple, filiation et parenté aujourd' hui : Le droit face aux mutations de la famille et de la vie privée* (Odile Jacob)、同性婚法制定の翌年には、社会問題・保健大臣および家族担当大臣の諮問に答えて、アンヌーマリ・ルロワイエとともに『親子関係、出自、親であること—世代間の責任という新たな価値に向き合う法』*Filiation, origines, parentalité : Le droit face aux nouvelles valeurs de responsabilité générationnelle* (Odile Jacob, 2014) を公刊した。（著者経歴については訳者あとがきを参照）。

テリーの邦訳として一冊目となる本書が、訳者による充実した巻末資料とともに刊行されたことを歓迎する。

1 国民議会（下院）第一読会、元老院（上院）第一読会での法案採択（国民議会は2019年10月15日T. A. No. 343、元老院は2020年2月4日T. A. No. 0055）を経て、2020年2月に国民議会第二読会に法案が提出されたが、急速に広がった新型コロナウイルスへの対応を優先し、2020年5月現在、改正審議は中断している。